

愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年3月31日厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発第0328第9号。厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(研修の課程及び方法)

第2条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）及び生活援助従事者研修課程（以下「生活援助従事者研修」という。）とする。

- 2 初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的として行われるものである。
- 3 生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を取得することを目的として行われるものである。
- 4 研修は、講義及び演習により行うものとする。ただし、必要に応じて一部を実習により行うことができるものとする。また、講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。

(申請者)

第3条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として法人とする。ただし、法人格を有さない団体であっても、次の場合には法人に準じて取り扱うものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 組織の運営について規約、会則等を有し、責任関係が定められていること。
- (3) 団体の行う事業に対し適正な経理が行われていること。
- (4) 保健・福祉事業について相当の実績を有していること。

(事業者及び研修事業の指定)

第4条 申請者は、省令第22条の26に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を受講者の募集を行おうとする日の70日前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 研修の名称及び課程
 - (3) 受講定員
 - (4) 事業所の所在地（講義を通信の方法によって行う場合にあっては、対象地域及び主たる事業所の所在地）
 - (5) 募集開始及び研修開始年月日
 - (6) 学則
 - (7) 研修の日程
 - (8) カリキュラム
 - (9) 修了試験の問題
 - (10) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 - (11) 前号の講師が当該科目の教授を行うことの承諾書及び資格証の写し
 - (12) 実習を行おうとする者にあっては、実習施設として利用する施設の名称、所在地、設置者の名称及び実習施設における実習承諾書
 - (13) 講義室及び演習室の使用承諾書
 - (14) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の様式
 - (15) 研修事業についての収支予算及び向こう2年間の事業計画
 - (16) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款及び登記簿謄本
 - (17) 申請者の資産状況が分かる書類
 - (18) その他知事が事業者の指定に関し必要があると認める書類
- 2 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、前項各号に定める事項に加え、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 添削指導及び面接指導の指導方法を明示した書類
 - (2) 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集
- 3 講義を通信の方法によって行う場合にあっての各科目の通信学習の時間の上限数

については、愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領（以下「要領」という。）別紙6のとおりとする。

4 指定の申請は、講義の方法（通学、通信）の別ごとに行うものとする。

（準用）

第5条 申請者が法人格を有しない団体である場合において、前条第1項第1号中「法人」とあるのは、「法人格を有しない団体等」と、第16号中「定款その他の基本約款」とあるのは、「当該団体等の会員、組織、運営方法などを記載した会則等」と読み替えるものとする。

（事業者の指定）

第6条 知事は、申請者及び事業の内容等が、次の各号に掲げる事項に適合すると認めの場合に限り、第4条による事業者の指定をするものとする。

なお、受講者の募集は、この指定後に行わなければならない。

（1）申請者に関する要件

ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 指定を受けた事業を継続して少なくとも年1回以上実施できること。

エ 不慮の事態における養成研修の継続について、適正な体制が整備されていること。

オ 過去5年間に愛知県若しくは他の都道府県から指定取り消し処分を受けた事業者でないこと。

カ 過去5年間に愛知県若しくは他の都道府県において指定を受けずに研修を行った事業者でないこと。

キ 過去5年間に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消されていないこと。

ク オ及びキに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこ

とを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした事業者（当該事業の廃止について相当の理由がある事業所を除く。）の場合、当該届出日から起算して5年を経過していること。

ケ 介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受けた場合、その内容についての改善がなされていること。

コ 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと。

（ア） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

（イ） 介護保険法（平成9年法律第123号）又は政令第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

（ウ） オ及びキのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となつた事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合。

（エ） クに規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない場合。

サ 講義を通信の方法で行う場合は、原則として過去に通学課程において継続した実績が認められること。

シ 愛知県内に研修事業を実施する事業所があり、原則として愛知県内において研修事業が実施されること。

ス 政令第3条第2項第2号に掲げる義務及び本要綱で定める義務を適正に履行できること認められること。

セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」でないこと。

ソ 申請者の代表者若しくは構成員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと。

（2）研修内容等に関する要件

ア 研修の内容は「告示」及び「通知」に定めるもの以上の内容であること。また、研修の内容の理解を更に深めるために必要な科目及び時間数を追加しても差し支えないこと。

イ 講義、演習を担当する講師について、各科目を教授するのにふさわしい知識、技術、資格及び実務経験を有する者が必要な人数確保されていること。

ウ 演習を実施するための定員に見合う広さの会場及び必要物品が確保されていること。

エ 実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用し、適当な実習指導者による指導が行われること。

オ 受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも要領に定める事項を明らかにした学則を定め公表するとともに、受講予定者に対しては事前に充分説明すること。

2 講義を通信の方法によって行う研修については、前項各号に掲げる要件のほか次に定める要件を充たすこと。

(1) 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

(2) 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

(3) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

3 知事は、申請者が前2項に定める要件を満たさないものと認めたときは、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下するものとする。

4 複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の指定の取扱いについて

(1) 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集を各々の都道府県下において行うなど、研修事業として別個のものと認められ、かつ愛知県内に事業所が所在する場合、指定するものとする。

(2) 通信形式による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所が愛知県内に所在する場合、指定するものとする。

なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、研修実施場所の確保、講師の確保、添削の実施、受講者の募集等を主体的に行うなど、通信形式に関する

事務処理能力を有する事業所である。

(指定研修事業の開始等)

第7条 事業者は、指定された第4条の申請書に記載の研修を開始したときは、事業着手届を知事に提出しなければならない。

なお、申請書に記載の研修が複数の場合はその都度提出するものとする。

2 知事は、提出された届出を受理するとともに、着手を確認のうえ当該研修に係る修了証明書の指定番号を付与するものとする。

3 事業者は、指定された研修を延期又は中止する場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、再延期は認めないものとする。

なお、延期した研修に着手した場合は、前2項によるものとする。

(研修事業計画承認申請書の提出)

第8条 事業者は、指定された後、指定申請書に記載された研修事業以外の新たな研修事業を実施する場合は、募集開始日の1か月前までに、必要事項を記載した研修事業計画承認申請書（以下「計画書」という。）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の計画書の内容について、知事は適当な方法により公開することができるものとする。

3 知事は、提出された計画書の内容を審査し、適当と認められる場合に限りその事業計画を承認するものとする。

4 承認された研修を開始等したときは、前条第1項から第3項までに定めるところによる。

(修業年限)

第9条 修業年限は、原則として初任者研修は概ね8か月以内、生活援助従事者研修は概ね4か月以内とする。

(研修修了の認定及び証明書の交付方法)

第10条 事業者は、第6条第1項第2号のアに定めるカリキュラムの全日程を受講した上で筆記試験による修了試験（初任者研修については1時間程度、生活援助従事者研修については0.5時間程度）を行い、評価基準を満たした者に対し、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

2 研修の実施に当たっては、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術

の習得状況の確認をするなど、適切な方法により行い、あらかじめ定めた評価方法に基づき適切に修了の認定を行うこと。

3 評価方法に基づく知識・技術等の習得が十分でない場合は、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。

4 やむを得ず研修の一部を欠席した者については、研修時間数の概ね1割を上限とし、前条に定める修業年限内に補講等を行うことにより当該科目に出席したものとみなすことができるものとする。ただし、真にやむを得ない事情があると認められる者については、1割を超える場合の補講についても考慮するものとする。

5 修了証明書の紛失、汚損及び破損等により受講生から再発行の依頼があった場合には、要領別紙7により再交付するものとする。また、事業廃止や引継ぎ、法人の統廃合などを行った場合でも再発行の依頼に対応できるような体制を整えること。

(科目の免除及び修了者とみなす者)

第11条 次の各号に定める者が初任者研修を受講する場合には、要領に定めるところにより、それぞれの有する資格又は実務経験により研修科目を免除又は修了とみなすことができるものとする。

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

(2) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護員養成研修修了者

(3) 看護師等の資格を有する者

(4) 居宅介護従業者養成研修修了者

(5) 生活援助従事者研修修了者

(6) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）修了者

(7) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）修了者

2 次の各号に定める者が生活援助従事者研修を受講する場合には、要領に定めるところにより、それぞれの有する資格又は実務経験により研修科目を免除又は修了とみなすことができるものとする。

- (1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者
- (2) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護員養成研修修了者
- (3) 看護師等の資格を有する者
- (4) 居宅介護従業者養成研修修了者
- (5) 介護職員初任者研修修了者
- (6) 入門的研修修了者
- (7) 認知症介護基礎研修修了者

3 前二項の規定により科目の一部を免除する場合は、あらかじめ学則に規定し、受講者に明示するとともに、研修開始日までに免除の可否について確認しなければならない。

(変更の承認)

第12条 事業者は、講師に変更を加える場合には知事の承認を得なければならない。ただし、既に知事の承認を得ている講師及び担当科目については、第13条による届出をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、変更時期及び理由を記載した変更申請書を、変更を加える1か月前までに知事に提出しなければならない。

ただし、第7条第1項による着手届提出後においては、変更事項の生じた時点において、速やかに提出するものとする。

3 知事は前項の申請内容が、第6条各号に掲げる事項に適合すると認めるとときに限り、これを承認するものとする。

(変更の届出)

第13条 事業者は、次の事項について変更を加えた場合には、知事に届け出なければならない。

- (1) 事業計画承認後の受講定員
- (2) 講義及び演習の実施会場
- (3) 講師（知事の承認を得ていない講師及び科目を除く）
- (4) 研修日程
- (5) 研修修了の認定基準及び筆記試験の問題
- (6) 実習施設

- (7) 使用するテキスト
- (8) 講義を通信の方法で行う場合の添削指導及び面接指導並びに問題集、解答用紙及び模範解答集
- (9) 法人名、法人所在地及び代表者
- (10) 学則
- (11) 研修の名称及び課程（初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程のいずれかの指定を受けている事業者が研修課程を追加する場合）
ただし、講義の方法（通学又は通信）が異なる場合は新たに事業者指定申請を行う。
- (12) その他
- 2 前項の届け出をしようとする事業者は、(1)から(8)までは変更を加える2週間前までに、(9)から(10)及び(12)は変更を加えた日から10日以内、(11)は変更を加える1か月前までに変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。
(事業の休止、廃止及び再開)
- 第14条 事業者は、事業を休止、廃止若しくは再開した場合には、知事に届けなければならない。ただし、事業を休止する場合の期間は、2年を超えることができないものとする。
- 2 前項の届け出をしようとする事業者は、事業を休止、廃止若しくは再開した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を知事に提出しなければならない。
- (1) 休止した場合には、その研修の名称、休止した年月日、休止の理由、休止予定期間
- (2) 廃止した場合には、その研修の名称、廃止した年月日、廃止の理由
- (3) 再開した場合には、その研修の名称、再開した年月日、再開の理由
なお、再開した場合において新たに研修を実施する場合は、第8条に定めるところによる手続きを経るとともに、変更等がある場合は前2条の申請・届出をしなければならない。
- 3 最後に実施した研修の最終日が属する年度から3か年度研修を実施しなかった場合は、廃止届が提出されたものとして、知事は廃止の手続きを取ることができるものとする。

(事業実績報告書の提出)

第15条 事業者は、各研修事業終了後1か月以内に、要領に定める書類を添えて事業実績報告書を提出しなければならない。

(情報の開示)

第16条 研修事業者は、要領に定める教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。

(事業者の留意事項)

第17条 事業者は、事業運営上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人にかかる情報については適切に管理しなければならない。

- 2 事業者は、要領に定める方法により受講申込受付時又は初回の受講時に本人確認を行わなければならない。
- 3 事業者は、実習にあたって実習施設等の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するよう受講者を指導しなければならない。

(研修事業の調査及び指導)

第18条 知事は、事業者に対し、必要があると認めるときはその事業に関する報告及びこれに関する書類の提出を求め、又は事業者の同意を得て実地に調査することができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 2 知事は、前項に定める改善指導について改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第19条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第3条第2項第2号に定める要件を満たすことができなくなったものとして、指定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる事項に適合しなくなったとき

- (2) 指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (3) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
- (4) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき
- (5) 前条に定める改善指導に従わないとき
- (6) 違法な行為があったとき

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもつて事業者に通知するとともに、事業者名、実施課程及び形式並びに取消年月日等について公開するものとする。

(聴聞の機会)

第20条 知事は、第18第2項に定める研修事業の中止を命ずる場合及び前条に定める指定の取消しを行う場合においては、事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第21条 事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日を起算として各号に定める期間保管しなければならない。

- (1) 修了者台帳 永年
- (2) 受講者の研修への出席状況、修了の認定に関する書類及び修了者に関する書類
5年
- (3) その他研修に関する書類 3年

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。ただし、平成25年3月31日までに開講する研修については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。ただし、平成30年10月31日までに開講する研修については、なお従前の例によることができるものとする。